令和7年度

市民の声を生かしたまちづくり

市民意識調査を実施します

市では、令和3年度から10年間のまちづくりの指針である「第5次総合振興計画」をスタートさせ、「『このまちで良かった』　みんな輝く　未来共創のまち　とだ」の実現に向けて取り組んでいます。令和7年度で折り返しの5年目を迎えることから、これまで以上に市民の声を生かしたまちづくりを進めていくため、市民意識調査を実施します。

問い合わせ　共創企画課（内線413）

調査期間　5月1日（木）～30日（金）

対　　象　18歳以上の市民　3,000人　※無作為抽出

市民意識調査の実施 → 集計結果の分析 → 市民の声を生かしたまちづくりへ

対象者には
こちらの封筒で
調査書を
お送りします!

皆さんからの回答は、理想のまちづくりを進める上でとても貴重な資料です。
アンケートが届いた方は、回答へのご協力をよろしくお願いします。

詳しくは市ホームページをご覧ください▶

市民税についてのお知らせ

問い合わせ　市民税課（個人市民税・県民税：内線220／税証明書、軽自動車税：内線208）

課税証明書などの発行開始日

令和7年度の個人市民税・県民税の課税証明書、非課税証明書および所得証明書の発行開始日についてお知らせします。

	対　象	証明書の発行開始日・取扱い窓口	
		市民税課、美笹支所、行政センター	マイナンバーカードを使ったインターネット申請（スマート申請）やコンビニエンスストアなど
①	全額給与からの天引きで納める方	5月15日（木）から	6月5日（木）から
②	①に扶養されている方 ※収入がある方や申告をした方は6月5日（木）になる場合があります		
③	①、②以外の方 （納付書で納める方や口座振替の方、年金からの天引きで納める方など）	6月5日（木）から	

個人市民税・県民税・森林環境税の税額決定通知書、納税通知書を発送します

	対象	通知書の発送日	発送先
①	個人市民税・県民税・森林環境税が給与から天引きされている方（特別徴収）	5月15日（木）	勤務先
②	個人市民税・県民税・森林環境税を納付書や口座振替で納める方（普通徴収）、公的年金から天引きされている方	6月5日（木）	自宅 ※非課税の方には発送しません

第1期分の納期限は6月30日（月）です。

軽自動車をお持ちの方へ

軽自動車税（種別割）の課税

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。5月1日（木）に令和7年度の納税通知書を発送します。

身体障害者手帳などの交付を受けている方のために利用する軽自動車などは、減免制度※がありますので、**6月2日（月）**までに申請してください。

※障害の区分、程度など要件があります。継続申請の方で、3月中に申請が済んでいる方は不要です